

## 我孫子市中小企業資金融資条例の改正について

### 1 資金の種類

#### (1) 新たに追加するもの

「小児科支援資金」 ⇒ 新規小児科開設、既存小児科の資金確保に対応

#### (2) 廃止するもの

「事業転換資金」、「独立開業資金」

⇒ 平成 26 年 4 月 1 日に資金の種類に追加されて以来、申込件数は 0 件。

「運転資金」、「設備資金」、「小口零細企業資金」、「創業支援資金」において、代用可能になっています。

### 2 貸付利率及び利子補給率

貸付利率については、市場金利等を基に金融機関と協議のうえ決定し、年度ごとに金融機関と覚書を締結しています。

利子補給率については、我孫子市中小企業資金融資条例第 7 条において、年 3.0% 以内で利子補給を行うものと定めており、資金の種類に応じた利子補給率は、我孫子市中小企業資金融資条例施行規則に定めています。

新たに追加する「小児科支援資金」は、市が積極的に新規小児科の開設、既存小児科の維持を行う必要があることから、最大限の支援を行うため、利子補給率を 3.0%（実質無利子）とする予定です。

#### 貸付利率、利子補給率等の比較表

資金の種類		貸付利率 <sup>※1</sup>	利子補給率	実質利率	申込件数 <sup>※2</sup>
運転資金		2.2%	1.3%	0.9%	38 件
設備資金			1.6%	0.6%	3 件
小口零細企業資金	運転		1.3%	0.9%	24 件
	設備		1.6%	0.6%	5 件
大型店進出対策資金	運転		3.0%	0%	0 件
	設備		3.0%	0%	0 件
創業支援資金	運転	2.1%	1.7%	0.4%	13 件
	設備		2.0%	0.1%	4 件
小児科支援資金	運転	2.2% (参考値 <sup>※3</sup> )	3.0% <sup>※4</sup>	0%	—
	設備		3.0% <sup>※4</sup>	0%	—

※1 表中の貸付利率は、令和 5 年度の貸付期間 60 月の場合になります。令和 6 年度は、貸付利率が変更になる可能性があります。

※2 申込件数は、直近 3 年度分（令和 5 年度分は、令和 6 年 1 月末日まで）になります。

※3 「小児科支援資金」の貸付利率は、「運転資金」、「設備資金」、「小口零細企業資金」、「大型店進出対策資金」と同率になります。

※4 利子補給率が貸付利率を超えるときは、貸付利率が利子補給率となります。

### 3. 支援（利子補給）の方法

小児科支援資金を活用する事業者については、市内金融機関に融資の相談を行い、市の融資決定、千葉県信用保証協会の保証決定を経て、資金融資を受ける流れとなります。

条例に基づく市の支援（利子補給）は、規則第7条に基づき、支援対象事業者が金融機関に支払った前年10月1日から9月30日までの利子が対象となるため、令和6年度については、4月1日から9月30日に融資が実行された10月1日から翌年3月31日までに支払った利子については、翌年度の支援対象となります。

令和6年4月1日の条例施行前に小児科診療所の開設のため、銀行から資金融資を受けた場合は、支援対象外となります。

#### 小児科支援資金の利子補給のイメージ

